

## 社会福祉法人京都西陣福祉会 役員等の旅費等に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都西陣福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

### (旅費及び実費弁償費)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、旅費として日額2,000円を支給する。

2 会議出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、旅費及び実費弁償費を支払うことができる。

### (出張旅費等)

第4条 役員等が法人業務のために出張する場合は、旅費及び経費を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給できる。

### (支給方法)

第5条 役員等の旅費及び実費弁償費は、職務執行の都度支払うものとする。

2 第1項の支給は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申し出があった場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 役員等が第4条により負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

### (公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補 則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、令和4年3月24日から施行する。